

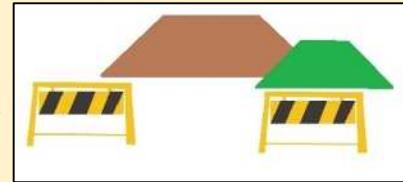


八戸市では**令和8年4月1日**から
盛土規制法の**規制**が**始まります**



1 盛土規制法に基づく届出

令和8年3月31日以前から実施している
「土石(再生碎石など有価物を含む)の堆積」は、
盛土規制法に基づく**届出が必要**です。



届出期間

令和8年4月1日(水) ➤➤➤➤➤ 令和8年4月22日(水)

2 届出が必要な規模

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300m²超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m²超 となるもの
イメージ図		

例1:土質改良プラント・工場

主たる商品又は製品が土石に該当する工場等の敷地内(事業場内)において、商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれかの場合。

例2:リサイクルセンター等(中間施設、ストックヤードなど)

敷地外の別の事業者(製造業者等)へ製品の原材料として提供するため、コンクリート破碎片等を処理したのち、有価物(碎石や改良土=土石)として一時的に敷地内(事業場内)に堆積、かつ、主たる土石に該当するもの。

3 提出書類

最大時に堆積する高さや面積	提出書類
①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m ² 超となるもの	(1)工事の届出書
②最大時に堆積する面積が500m ² 超となるもの(①を除く)	
③最大時に堆積する高さが5m超かつ面積が1,500m ² 超となるもの	(1)工事の届出書 (2)位置図 (3)地形図 (4)土地の平面図 (5)写真
④最大時に堆積する面積が3,000m ² 超となるもの(③を除く)	

土石の最大堆積時の高さ・面積・土量を記載してください

※現に土石の堆積をしている土地の範囲で行う土石の堆積が対象です

※虚偽の届出をした場合には罰則の規定があります。

※土地所有者・管理者等は、その土地を常に安全な状態を維持する必要があるため、危険な土石と判断される場合は、改善命令の対象となります。

※届出書に記載された情報は、法の規定によりホームページで公表します。

4 届出書

<土石の堆積に関する工事の届出書>

様式第十六【区域指定時に行われている工事の届出書(土石の堆積)】

土石の堆積に関する工事の届出書

【届出日】
令和8年4月22日までに提出

年 月 日

(あて先) 八戸市長

工事主 住所
氏名

【工事主】
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び
代表者の氏名を記入

第21条第1項:宅地造成等工事規制区域
第40条第1項:特定盛土等規制区域

宅地造成及び特定盛土等規制法〔第21条第1項〕〔第40条第1項〕の規定により、下記の工事について届け
出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所 在 地 及 び 地 番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土 地 の 面 積	平方メートル
4 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル
5 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
6 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

【工事施行者住所氏名】
法人であるときは、氏名は、当該法人の
名称及び代表者の氏名を記入。

【土地の所在地及び地番】
申請地内の全ての土地を地番まで記入。
代表地点の緯度及び経度を世界測地系
に従って入力。

【工事をしている土地の面積】
土地の総面積を記入。

【土石の堆積の最大堆積高さ】
想定される土石の堆積の最大高さを記入。

【土石の堆積を行う土地の面積】
土石の堆積を行う最大面積を記入。

【土石の堆積の最大堆積土量】
土石の堆積を行う最大の土量を記入。

【工事完了年月日】
未定の場合は「未定」と記入。

【工事の進捗状況】
工事の進捗状況について特記することが
あれば記入。

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表
者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位ま
で記入してください。

提出図面等の内容

【位置図】
縮尺・方位・道路及び目標となる地物
がわかるもの

【地形図】
縮尺・方位・土
地の境界線が
わかるもの

【土地の平面図】
縮尺・方位・土地の境界線
がわかるもの(※1)
堆積した土石の崩壊を防止する
ための措置の内容、空地の位置 等

【写真】
土地及びその
付近の状況が
明らかなもの

(※1)届出のために新たに測量等を行う必要はありません。

5 提出先

八戸市 都市整備部 建築指導課 開発指導グループ

住 所: 八戸市内丸一丁目1-1 別館6階

電 話: 0178-43-9136(直通)

メ ール: kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

